

平成30年6月27日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	大塚	政弘
同	須藤	量久
同	吉野	和美

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成29年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

- (1) 防災危機管理部 災害対策課
- (2) 産業振興部 農水産課 商業観光課

2 監査の実施期間

平成30年4月12日から平成30年5月31日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

防災危機管理部

(1) 災害対策課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
防災備蓄倉庫（浅間町）	良好に管理されていた。
防災備蓄倉庫（花水台）	良好に管理されていた。
防災備蓄倉庫（夕陽ヶ丘）	良好に管理されていた。
防災備蓄倉庫（天沼）	良好に管理されていた。
防災備蓄倉庫（東八幡三丁目）	良好に管理されていた。

産業振興部

(1) 農水産課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適正に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、行政財産使用料等に納期限の未設定が多数あり、県支出金等において調定伝票を交付決定によらない起票日で作成した誤りがあった。

支出事務では、補助金等において支出負担行為の整理時期の誤りが多数あった。契約事務では、委託料等の執行にあたり平塚市契約規則で定める契約書の省略ができる場合に該当しないにもかかわらず契約書を作成せず請書により契約をしていた誤りがあり、役務費においては1者から徴取した見積書により随意契約を行う際に同規則の適用条項の誤りがあった。また補助金では実績報告書の提出が補助金交付要綱に定められた期限より遅延していたものがあった。

前回の監査時には適正に事務を執行していたにもかかわらず、今回は誤りの量・質ともに問題が生じている。原因をしっかりと分析した上で、平塚市財務規則等に則り今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
畜霊碑広場	良好に管理されていた。
平塚漁港	良好に管理されていた。
平塚漁港駐車場	良好に管理されていた。

(2) 商業観光課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適正に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、自動販売機設置許可に係る管理料に納期限の未設定があった。契約事務では、委託料において月次報告書に仕様書で定めた翌月の作業計画表及び報告期日がないものがあったほか、契約書類が保存されていないものがあった。また補助金では、補助金交付要綱に定められた交付申請書又は実績報告書に添付すべき書類が添付されていないものがあった。

平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
紅谷町まちかど広場	<ul style="list-style-type: none">・B1倉庫 排気ダクトガラリへの埃の堆積・1階 給排気塔吸気ガラリの防虫網目詰まりによる給排気ファンへの負荷・1階地上部 歩道境界にある細幅グレーチングの目詰まり

以 上